

熊谷市内で住所を異動されたときの手續

熊谷市内で転居されたときの主な手續のチェックリストです。

分類	種 類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	転居届 転居日から14日以内	必ず窓口での手續が必要 (本人又は同一世帯員、 代理人)	☐ 本人確認書類 ☐ (代理人の場合は) 委任状 (又は代理人選任届) ☐ 個人番号カード (もしくは住基カード) ※外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書 が必要です。	本庁舎1階 市民課 (内線229・ 269) 各行政センター
	印鑑登録	印鑑登録をしている方	※引き続き同じ印鑑登録証が使用できます。	
国民健康保険	国民健康保険 (加入世帯員の方) 転居日から14日以内	国民健康保険に加入して いる方又は加入世帯の世 帯主の方	☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 本人確認書類 (個人番号カード等) ☐ 世帯主及び転居される方の個人番号が確認できる個人 番号カード等 ※転居届と併せて手續できます。	本庁舎1階 保険年金課 (内線276・ 248・379) 各行政センター
後期高齢者医療	後期高齢者医療 転居日から14日以内	後期高齢者医療に加入し ている方	☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 本人確認書類 (個人番号カード等) ☐ (代理人の場合は) 委任状 ※転居届と併せて手續できます。	本庁舎1階 保険年金課 (内線278・ 302) 各行政センター
国民年金	国民年金 (加入者)	国民年金第1号被保険者、 任意加入被保険者	住民異動手続をすると年金登録住所も連動して変わりますので、原則手續不要です。ただし、届出が必要な場合もありますので詳しくは熊谷年金事務所へお問合せください。	本庁舎1階 保険年金課 (内線277) 各行政センター 熊谷年金事務所 (Tel522- 5012)
	国民年金 (受給者)	国民年金を受給している 方		
赤ちゃん・こども	児童手当	児童手当を受給している 方	世帯全員が転居し、児童手当受給者の養育状況に変更がない場合は、手續不要です。 ※転居により、世帯構成が変更になる場合など、別途書類が必要となる場合があります。上記以外の場合は、右記へお問合せください。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先へお問合せください。	本庁舎4階 こども課 (内線289・ 292・372・ 523) 各行政センター
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給している 方	☐ 児童扶養手当証書 ☐ 本人確認書類 ※転居により、世帯構成が変更になる場合など、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	

熊谷市内で住所を異動されたときの手續

熊谷市内で転居されたときの主な手續のチェックリストです。

分類	種 類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	こども医療費	こども医療費を受給している方	【世帯全員が転居する場合】 ☐ 受給資格証 ☐ 本人確認書類	本庁舎4階 こども課 (内線289・292・372・523) 各行政センター
	遺児手当	遺児手当を受給している方 父もしくは母又は父母がともに死亡している中学3年生までのこどもを養育している方	右記へお問合せください。	
	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等医療費を受給している方	☐ 受給者証 ☐ 本人確認書類	
	子育て関連サービス	子育て関連サービスを利用している方、又は利用したい方	右記へお問合せください。	
	保育所、認定こども園等 児童クラブ	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 (保育：内線433、570 学童：内線296)
	私立幼稚園 認可外保育施設等	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の認定を受けている（又は申請中の）方は、右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 (内線433、570)
	養育医療	養育医療の給付を受けている方	☐ 養育医療券 ☐ 印鑑	母子健康センター (TEL048-525-2722)
	育英資金 入学準備金	現在、貸付を受けている方、返済をしている方又はその保証人で、住所等が変更になった方	右記へお問合せください。	本庁舎6階 教育総務課 (内線382)
	就学援助費	就学援助費を受給している方		
	小学校・中学校の転校	転居により、学校が変更になる方	転居届の際に市民課窓口で転入学通知を発行します。転入学通知を転校先の学校へ提出してください。引き続き、転居前の学校へ通学を希望する場合は、右記へお問合せください。	本庁舎6階 学校教育課 (内線385)

熊谷市内で住所を異動されたときの手続

熊谷市内で転居されたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
高齢者	介護保険	介護保険被保険者証の交付を受けている方	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ☐ 各種減額証（お持ちの方のみ）	本庁舎 1 階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
	あんしんコール （緊急時通報システム）	左記のサービスを利用している方	右記へお問合せください。	本庁舎 1 階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター
	徘徊高齢者探索サービス	左記のサービスを利用している方		
	在宅ねたきり老人等介護者手当	左記の手当を受給している方、又はねたきりご本人		
	その他高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービスを利用している方、又は利用したい方		
障害者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方	☐ 該当する手帳 ☐ 印鑑 ☐ 個人番号が確認できる個人番号カード等	本庁舎 1 階 障害福祉課 （内線287） 各行政センター
	重度心身障害者医療	重度心身障害者医療費（障害者医療）の支給を受けている方 ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	☐ 重度心身障害者医療費受給者証 ☐ 印鑑	
	特別児童扶養手当 転居日から14日以内	特別児童扶養手当の交付を受けている方	☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑 ☐ 個人番号が確認できる個人番号カード等 ☐ 本人確認書類 ※扶養義務者の同居関係変動等により、別途書類が必要になる場合があります。 ※その他障害者関係の手当を受けている方は、右記へお問合せください。	
	障害福祉サービス	障害福祉サービスを利用している方、又は利用したい方	右記へお問合せください。	本庁舎 1 階 障害福祉課 （内線287） 各行政センター

熊谷市内で住所を異動されたときの手續

熊谷市内で転居されたときの主な手續のチェックリストです。

分類	種 類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
その他	飼い犬の登録変更	犬を飼われている方	飼い主の変更、飼い主の住所の変更、飼い犬の所在地の変更があった場合には届出が必要となります。詳しくは右記へお問合せください。	江南庁舎 2階 環境推進課 (Tel536-1565) 妻沼行政センター地域振興係
	農業集落排水施設	農業集落排水施設を使用していた方、又は転居先で新たに農業集落排水施設を使用する方	右記へお問合せください。	妻沼庁舎 1階 農地整備課 (Tel588-9986)
	公共下水道	公共下水道を使用していた(する)方で、水道水以外の水を使用していた(する)方	右記へお問合せください。	水道庁舎 1階 経営課 (Tel520-4132)
	水道	今後水道を使用しない方、又は転居先で新たに水道を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎 1階 経営課 (Tel520-4132)

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑いたします。
諸手續に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所 Tel048-524-1111(代) 大里行政センター Tel0493-39-0311(代)
妻沼行政センター Tel048-588-1321(代) 江南行政センター Tel048-536-1521(代)